

**令和4年度**

**障がい者総合支援制度における  
指定事業者・施設 集団指導  
（相談支援編）**

大阪市福祉局障がい者施策部

# 実地指導における主な指導事項 (地域移行支援・地域定着支援編)

# 実地指導における主な指導事項(地域移行支援・地域定着支援)

(運営に関する基準)

地域移行支援計画の作成等

地域における生活に移行するための活動に関する支援

- 地域移行支援計画が作成されていない。
- 利用者への対面による支援を1月に2日以上行っていない。



地域移行支援については、指定基準第19条～第24条に基づきサービス提供を行ってください。指定基準第20条又は地域相談支援報酬告示に定める基準を満たさないで指定地域移行支援を行った場合は、地域移行支援サービス費は算定できません。

# 実地指導における主な指導事項(地域移行支援・地域定着支援)

(運営に関する基準)

地域定着支援台帳の作成等

常時の連絡体制の確保等

- 地域定着支援台帳の作成に係るアセスメントに当たって、利用者と面接していない。
- 適宜利用者の居宅へ訪問等を行い、利用者の状況を把握していない。



地域定着支援については、指定基準第41条～第44条に基づきサービス提供を行ってください。指定基準第42条第3項及び第43条第2項に定める基準を満たさないで地域定着支援を行った場合は、地域定着支援サービス費は算定できません。

# 実地指導における主な指導事項(地域移行支援・地域定着支援)

(運営に関する基準)

## 記録の整備

● サービス提供の記録を整備していない。



指定基準第38条に定められた諸記録については、適切に整備し保存してください

- ① 提供した指定地域移行支援に係る必要な事項の提供の記録
- ② 地域移行支援計画
- ③ 市町村への通知に係る記録
- ④ 苦情の内容等の記録
- ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

※ 地域定着支援も上記に準じます。(②は、計画ではなく「台帳」)

# 実地指導における主な指導事項 (計画相談支援編)

# 実地指導における主な指導事項(計画相談支援)

(運営に関する基準)

## 指定計画相談支援の具体的取扱方針

- サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等を行っていない。
- サービス等利用計画案の利用者等への説明及び文書による同意を得ていない。
- サービス等利用計画案及びサービス等利用計画を利用者へ交付していない。
- サービス担当者会議の開催等による担当者への説明や専門的な意見の聴取を行っていない。



計画相談支援については、指定基準第15条に基づきサービス提供を行ってください。指定基準第15条第2項第6号（同条第3項第3号において準用する場合を含む。）、第9号第10号若しくは第11号から第13号まで（同条第3項第3号において準用する場合を含む）又は同条第3項第2号に定める基準を満たさないで指定計画相談支援を行った場合は、サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費は算定できません。

# 実地指導における主な指導事項(計画相談支援)

(運営に関する基準)

## 記録の整備

●実施したアセスメント、サービス担当者会議、モニタリング等の記録がない。



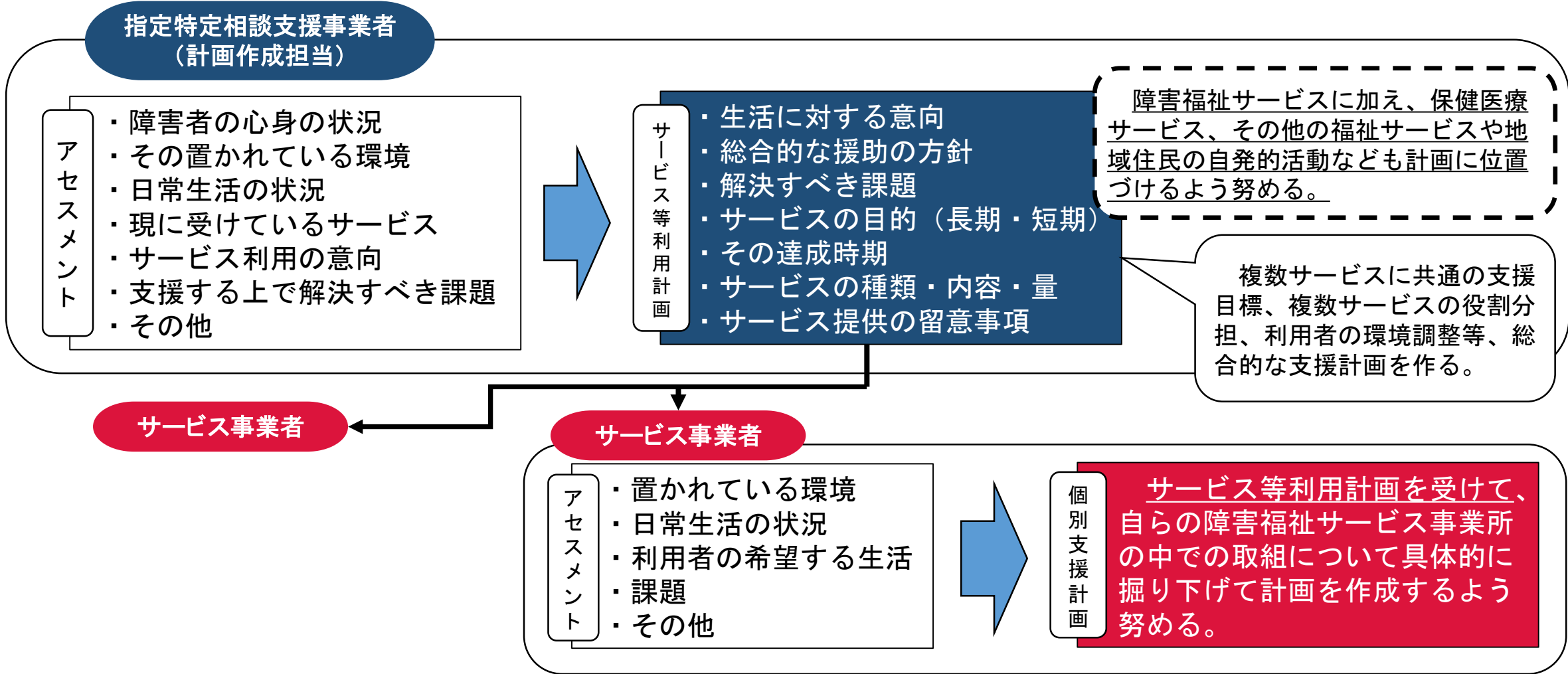
指定基準第30条に定められた諸記録については、適切に整備し、5年間保存してください。

- ① 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- ② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳
  - ・ サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
  - ・ アセスメントの記録
  - ・ サービス担当者会議等の記録
  - ・ モニタリングの結果の記録
- ③ 市町村への通知に係る記録
- ④ 苦情の内容等の記録
- ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

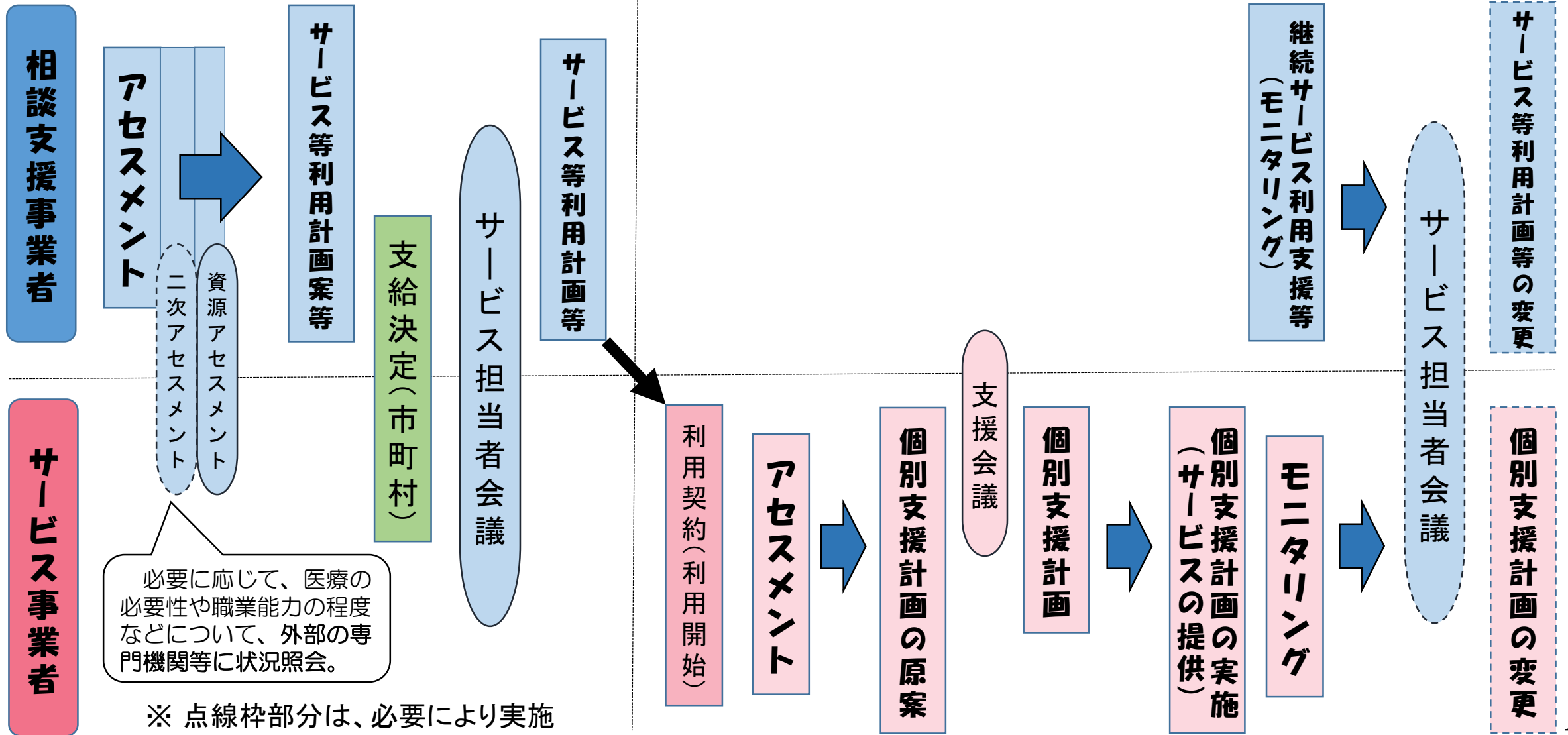


# サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画については、相談支援専門員が総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成する。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者がサービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成する。



指定特定相談支援事業者（計画作成担当）及び障害児相談支援事業者と障害福祉サービス事業者の関係



# 実地指導における主な指導事項(計画相談支援)

(報酬の算定に関する事項)

## 機能強化型サービス利用支援費・特定事業所加算 主任相談支援専門員配置加算

令和3年度制度改正により基本報酬及び特定事業所加算の見直され、特定事業所加算(I)～(IV)が廃止となり、特定事業所加算(II)～(IV)に相当する段階別の基本報酬(機能強化型サービス利用支援費(I)～(III))が創設されました。

また、特定事業所加算(IV)の「常勤専従の相談支援専門員を2名以上配置する」という要件を緩和し、「2名のうち1名以上が常勤専従であること」を要件とする機能強化型サービス利用支援費(IV)が創設されました。

※機能強化型継続サービス利用支援費も同様

なお、特定事業所加算(I)において評価していた主任相談支援専門員の配置は、「主任相談支援専門員配置加算」で算定します。

# 実地指導における主な指導事項(計画相談支援)

(報酬の算定に関する事項)

## 集中支援加算(令和3年度新設)

計画決定月及びモニタリング対象月以外の月に、次のいずれかの要件を満たす支援を行った場合に算定することができます。

- ① 障がい福祉サービスの利用に関して、利用者等の求めに応じ、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族との面接を月に2回以上実施した場合。
- ② 利用者本人及び障がい福祉サービス事業者等が参加するサービス担当者会議を開催した場合。
- ③ 障がい福祉サービスの利用に関連して、病院、企業又は地方自治体等からの求めに応じ、当該機関の主催する会議へ参加した場合。

相談支援編は以上です。

受講後は「行政オンラインシステム」で  
受講報告をお願いします。

